五　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの
六　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの
七　経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）　経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの
八　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの
九　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの
十　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第十号に掲げる官職への採用を目的としたもの

四　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの
五　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの
六　経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの
七　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの
八　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの
九　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この内閣官房令は、平成三十年七月二日から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十三号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二日

文部科学大臣　林　芳正

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（短期給付）	（短期給付）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　前二項の規定により事業団に書類（請求書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合において、事業団が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第二条第八項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該書類を第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。	［項を加える。］
4　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。	［項を加える。］
5　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであるとき	3　前二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであると